

4月1日からフロン排出抑制法が施行されます！

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、フロン類の製造、使用、廃棄に至る包括的な規制措置を講じる「フロン排出抑制法」(改正フロン回収・破壊法)が4月1日から施行されます。

ための機器の点検、漏えい時の修理、修理なしでの充填の原則禁止、機器整備の結果の記録・保存などが義務づけられます。制度の詳細は、環境省ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 北海道環境生活部地球温暖化対策室 Tel 011-204-5189 http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html

確定申告書の内容が間違っていたときは…

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど、申告内容に誤りがあることに気付いた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか？もう一度ご確認ください。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、更正の請求書”を提出して正しい税額への訂正を求められます。税額を少なく申告したことに

気付いたときは、「修正申告書”を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならぬのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ】 北見税務署 Tel 0157-23-7151

医療保険業務の窓口が変わります！ ～国保の加入と喪失の届出などは町民課へ～

4月1日から、「医療保険業務」(国民健康保険 後期高齢者・重度・ひとり親・乳幼児などの各種医療)の窓口が、「保健福祉課」から「町民課」に変わります。

医療保険者証、乳幼児等医療受給者証などの各種医療に関することは、町民課医療保険係にお問い合わせください。

国保の加入と喪失の届出

国保の加入者の資格は、職場の健康保険に加入している方や

生活保護を受けている方を除いて、住所がある市町村の国保に加入しなければなりません。(学生など特別な場合は除きます。)就職して職場の健康保険に加入したときや、退職して喪失した場合など国保の資格に異動が生じたときは、14日以内に届出を行ってください。

特に6月までは、土木、建設、水産加工などの事業所で働き始める方や、学校を卒業して就職をされる方が多くなる時期です。届出を忘れてしまうと、そのま

協会けんぽからのお知らせ

☆平成27年度保険料率改定

政府予算編成が遅れたことから、平成27年度の健康保険料率・介護保険料率の改定が遅れました。このため、保険料率の変更が例年より1ヶ月遅れの4月分(6月1日納期分)からとなります。平成27年度の健康保険料率は10.14%(+0.02%)、介護保険料率は1.58%(+0.14%)と、健康保険料率は引き

上げざる得ない結果となりました。厳しい経済状況の中ですが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

☆協会けんぽの健診案内

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さんの健診費用の一部を補助しています。35歳～74歳の被保険者(本人)の皆さんへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生

活習慣病予防健診”を、40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の皆さんへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」の二つの健診をご用意しています。生活習慣病は早期発見・早期治療が大切です。1年に1度は健診を受けましょう！

【お問い合わせ】 全国健康保険協会北海道支部 Tel 011-726-0354

平成27年度健康カレンダーを配布します

自治会に加入されている世帯には、1世帯1部、各衛生部長(衛生班長又は町内班長)から配布されます。

新しく転入された世帯や、自治会に加入されていない世帯などは、役場町民課又は保健福祉課へ直接受け取りに来ていただきますようお願いいたします。 ※衛生カレンダーは1世帯に1部の配布となりますのでご理解願います。

- ☆カレンダーの主な掲載内容
○ごみ収集及びし尿汲取日程
○各種健診(検診)日程
○乳幼児予防接種及び健康相談日程
○子育て支援事業日程 など

【お問い合わせ】 役場保健福祉課保健推進係 Tel 2-1212 役場町民課生活環境係 Tel 2-1213



平成27年度安全教育実施のご案内

労働安全衛生法では、安全な作業を行うため、法で定められた危険又は有害な業務に従事するときは、その業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない、としています。

遠紋地域人材開発センターでは、次の6コースの安全教育などを実施します。 「車両系建設機械(解体用)特例講習」について、特例期間が6月で終了するため、遠軽での開催は最後となります。該当される方でまだ受講されていない方は、ぜひ、この機会に受講されることをお勧めします。

- 各講習日程・受講料
○玉かけ安全教育 4月16日 11,000円
○車両系建設機械(整地等)安全衛生教育 4月17日 11,000円
○伐木(小口径チェーンソー)特別教育 4月24・25日 17,000円
○振動工具安全教育(伐木除く) 4月26日 10,000円
○刈払機安全教育 4月27日 11,000円

○車両系建設機械(解体用)特例講習第3種 5月24日 9,000円
■実習教育機関 北海道労働局長登録教育機関(株)日立建設教育センター北海道教育所
■実施場所 遠紋地域人材開発センター 遠軽町岩見通北10丁目1-4 ※詳細はお問い合わせください。
【申込・お問い合わせ】 遠紋地域人材開発センター運営協会 Tel 0158-42-4037

自衛官を募集しています

- 募集種目 一般幹部候補生
応募資格 平成28年4月1日現在で次に該当される方。
○22歳以上26歳未満の方
○大学を卒業された方又は卒業見込みの方で20歳以上22歳未満の方
○修士課程修了者又は見込みの方で28歳未満の方

- 試験日 5月1日まで
■試験日 5月16日・17日 (17日は飛行要員のみ)
■初任給 大卒程度試験合格者 217,200円
234,300円
修士課程修了者 238,300円
■賞与・休日休暇 ポーナス年2回
週休2日制、祝日
年末年始・夏季特別休暇、年次休暇など
【お問い合わせ】 自衛隊旭川地方協力本部 遠軽地域事務所 Tel 0158-42-6616

初心者パソコン講座のご案内

次の通り初心者向けパソコン講座が実施されます。
■エクセル(表計算) 超初心者コース

パソコンの操作経験者を対象に、エクセル基本操作をゆっくり学びましょう。
○使用OS Windows 8.1 / Microsoft Excel 2013

○実施予定日・時間 4月2・3日、6・9日(6回) 9時30分～11時

○定員・受講料 10名 9,000円
■エクセル(表計算)入門コース 4月16・17日、20・22日(5回) 9時30分～11時30分

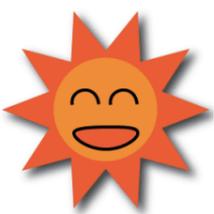
○定員・受講料 10名 10,000円
※各コース別途テキスト代がかかります。

※詳細はお問い合わせください。
【申込・お問い合わせ】 遠紋地域人材開発センター運営協会 Tel 0158-42-4037

住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度

佐呂間町では、地球温暖化の抑制と環境負荷を軽減する新エネルギーの普及促進のため、「住宅用太陽光発電システム」を設置される方に対し、設置費用の一部を助成する補助金制度を実施しています。

- 期間  
平成27年4月1日～  
※補助要綱の一部改正により、期限を廃止しました。
- 対象者  
○自ら北電と電灯契約を締結される方。  
○自らが居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方。  
○自らが居住するために太陽光発電システムの設置された建売住宅を購入する方。  
○町内の施工業者(各メーカー)



発行の施行ID取得者)により設置する方。  
○町税などを滞納していない方。などの要件を満たす方。  
※一世帯又は一住宅につき1回限り。  
■対象となる太陽光発電システムの主な条件  
○太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満のもの。  
○未使用(新品)のもの。などの条件を満たすもの。  
■補助金の額と算定方法  
○1kw当たり30,000円  
■モニターの実施  
補助金を受けられた方には、設置後1年間発電システムの運転状況を報告していただきます。

【お問い合わせ】  
役場町民課生活環境係  
Tel 2・1・213

住宅の建築費、改修費の一部を助成します！  
佐呂間町住宅建設促進事業

町では、持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図るため、町内の建設業者により行った個人住宅の新築・増改築・改修費の一部を次により助成します。

- 期間  
平成31年3月31日まで
- 対象者  
○町内に居住されている方。  
○町外から定住を目的に転入される方。  
○助成対象住宅に引続き5年以上居住することを確約する方。
- 対象住宅  
○町内の建設業者により、個人の住宅を町内に新築・増築・改築・改修する住宅。  
○既存住宅の改修については、改修費用が50万円以上のもの。(消費税を除く。)
- ☆住宅改修については、次のものが対象となります。  
●主要構造部の耐久性及び安全性を向上させる工事。  
●土台・梁・柱などの改修、筋かい・火打ちなどによる構造補強、外壁・屋根の改修又は塗装。  
●住宅の居住性を良好にするための工事、衛生上必要な工事。

- 間取りの変更、段差解消、断熱改修、台所・浴室などの改良、建具の取替、壁紙の張替など
- ☆対象とならない改修  
●住宅改修を伴わない設備機器の設置、取替など
- 助成内容  
○新築、増築、改築については、1㎡当り15,000円  
○改修住宅は、改修費の1/10  
○増改築を伴う改修工事  
↓限度額200万円  
※千円未満の端数は切捨て。  
■交付の条件など  
○同一住宅及び同一人について、限度額の範囲内。  
※一度補助対象となった工事箇所については補助対象外。  
○移転補償などによる新築、改修ではないこと。  
○対象者と同居する全ての方が、町税などを滞納していないこと。  
○工事着手前の住宅。  
■手続きなど  
①住宅の新築、改修などを検討されている方はまずご相談ください。  
②申請書の提出。(見積書、図面、

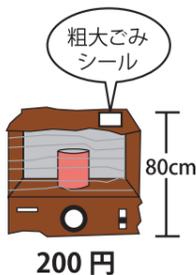
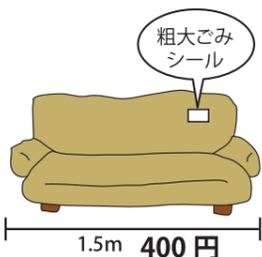


- ③工事内容の審査、現地確認を行い、交付対象住宅の可否を決定。
  - ④交付対象住宅の決定通知書が届いてから工事に着手。
  - ⑤工事が完了したら、実績報告書を提出。(完成写真、領収書の写しを添付。)
  - ⑥申請どおり工事が行われているかを確認。
  - ⑦補助金額を確定し交付決定。
  - ⑧補助対象者からの請求により補助金を支払います。
- 【お問い合わせ】  
役場経済課商工観光係  
Tel 2・1・200

4月は粗大ごみ収集月です

4月は粗大ごみの収集月です。決められた収集日、ごみステーションに出してください。

- 各地区の収集日  
○8日(水) 宮前町・永代町・幸町  
○11日(土) 知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩・浪速  
○14日(火) 栄地区・富武士  
○22日(水) 若佐地区・若里  
○25日(土) 北・東・西富
- 粗大ごみの出し方  
粗大ごみは有料です。必ず粗大ごみシールを購入し、シールを貼って出してください。シールが貼られていない場合は回収できません。粗大ごみシールは有料ごみ袋を販売している町内のお店で販売しています。



- 処理料金(一辺の長さによる)  
○1m未満  
↓200円の粗大ごみシール  
○1m以上2.5m未満  
↓400円の粗大ごみシール
- ごみステーションに出せない粗大ごみ  
○「ごみ分別の手引き」で町が処理できないものとしているもの及び長さ2.5mを超えるもの又は重さが60kgを超えるもの。  
○家電リサイクル対象機器  
テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン。  
○産業廃棄物に該当するもの。  
☆お願い  
粗大ごみは必ず決められている(町内会や自治会)ステーションを使用し、朝8時までに出すなどルールを守りましょう。
- 【お問い合わせ】  
役場町民課生活環境係  
Tel 2・1・213

総合公園・交通公園・小公園  
5月1日オープン!

- ☆バーベキューハウス  
●使用できる時間  
10時～19時  
(照明設備・電源無し)
- 使用料  
12人用コンロ1台600円  
6人用コンロ1台300円  
(12人用9台・6人用2台)
- 申込方法  
使用する3日前までに役場町民課生活環境係へお申込みください。  
●焼肉用網、プレートは使用料に含まれますが、炭は持参してください。また、注意事項を守ってお使いください。
- ☆交通公園・鉄道記念館  
●開館時間  
9時～17時  
(休館日：毎週月 曜日)  
※展示場見学希望の方は、「片平食堂」へお申込みください。  
○片平食堂  
Tel 2・3・223
- ◎各公園に公衆トイレを設置しています。皆さんが気持ちよく使うためにマナーを守って利用してください。
- 【各公園に関するお問い合わせ】  
役場町民課生活環境係  
Tel 2・1・213

農業改良普及センター  
分室統合・移転のお知らせ

近年の高度化・多様化する普及事業へのニーズに的確に対応する専門性の高い職員を配置するため、網走農業改良普及センター遠軽支所湧別分室は遠軽支所に統合されます。皆さんのご理解をお願いします。  
☆4月1日以降の連絡先  
網走農業改良普及センター  
遠軽支所  
〒099-0404  
遠軽町大通北5丁目1番27号  
Tel 0158-42-4175  
0158-42-4128  
Fax 0158-42-4128

知来ごみ処理場のお知らせ

知来の一般廃棄物最終処分場は次の期間休みになります。  
☆一般廃棄物最終処分場は5月2日～4日休みです。

- 通常開放日  
火・水・金・日曜日
- 開放時間  
8時～17時
- 【お問い合わせ】  
役場町民課生活環境係  
Tel 2・1・213

保護者の方へ..スマートフォンを安心安全に使うために

満18歳未満の子どものスマートフォン(以下アプリ)で多様な使い方ができることから、インターネット全般を使いこなす力(ルールやマナーを守る社会性、責任感、自制心など)が必要です。子どもの年齢や成長度合いで保護者の方が利用時期を見極めながら、子ども向けスマホの利用や、フィルタリング、機能制限など年齢に合った適切な対応を行ってください。  
☆保護者の見守り  
スマホのアプリ利用は個人の利用者情報の送信を伴うことも多く、利用規約をよく読んで確認し、納得して利用する必要があります。利用しているアプリの話をしたり、ダウンロードや購入に一定のルールを設け、判断が必要なメッセージが画面に出たら保護者に聞くよう促すなど気軽に相談できる親子関係づくりとコミュニケーションが大切です。  
○出典：安心ネットづくり促進協議会

国民年金 各特例制度のお知らせ

退職(失業)による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額15,590円(27年度)の保険料を納めることとなりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。特例免除制度を利用すると保険料を納めなくても、免除された期間は次のように扱われます。

- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間に算入。
- ② 老齢基礎年金の1/2の年金額が保障。
- ③ 障がい基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入。

るときは免除が認められないことがあります。 ※退職には自己都合退職も含まれます。

◆手続き

特例免除の申請は、役場町民課戸籍年金係で行うことができます。

- ① 必要なもの  
年金手帳又は納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ② 認め印(本人が署名する場合不要)
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

◆被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者に変わり、保険料の納付義務が生じます。(この場合も役場で手続きが必要です。)

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職(失業)特例免除制度に該当すれば、同時に免除申請をすることにより、免除が認められます。 なお、免除された期間について

ては10年以内に追納をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

【免除制度詳細は】

北見年金事務所  
Tel 0157・25・9635  
【手続きについては】  
役場町民課戸籍年金係  
Tel 2・1213

学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

☆所得の目安  
118万円+(扶養親族などの数×38万円)  
学生納付特例の承認期間は4

月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月始めに再申請の用紙が送付されます。

◆学生納付特例の申請について

平成26年度において学生納付特例により、保険料納付を猶予されている方で、平成27年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を4月に送付します。平成26年度と同じ学校などに在学される方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことで、平成27年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証の写しの添付は不要です。

平成27年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お手数ですが北見年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をされる方は、従来どおり在学証明書又は学生証の写しの添付が必要です。

【お問い合わせ】  
北見年金事務所  
Tel 0157・25・9635

町営住宅空家状況

3月16日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

《公募期間のある町営住宅》

■西富団地  
2階建2LDK  
2階2戸 13,900円  
※公募期間終了のため、空家状況についてはお問い合わせください。

《随時入居可能な町営住宅》

■栄団地  
2階建3LDK  
1階2戸 15,300円  
■西富団地  
2階建3LDK  
1階1戸 15,400円  
2階1戸 15,400円  
■若佐第2団地  
2階建3LDK  
2階1戸 15,700円

標記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
役場建設課管理係  
Tel 2・1210

篤志寄附 ありがとうございます

この度、篤志寄附を頂きましたのでお知らせします。

- 村田 法美 さん(千葉県)
  - 長屋 登 さん(岐阜県)
  - 高橋 敏夫 さん(千葉県)
  - 宮田 貴志 さん(岡山県)
  - 山本 徳人 さん(大阪府)
- この他匿名で9件の篤志寄附がありました。これらの寄附金は、佐呂間町ふるさと応援事業として、観光振興・地場産業振興・教育・福祉などの事業に有効活用させていただきます。ありがとうございます。

ご寄附 ありがとうございます

- 社会福祉協議会
- ▼香典返しを廃して
- 共立 檜垣 博政 さん
- 栄 渡部 ミドリ さん
- 東京都 吉田 史 さん
- 共立老人クラブへ
- 共立 檜垣 博政 さん
- 栄 縄 美恵子 さん

情報掲示板

第34回インターナショナルオホーツクサイクリング 2015 7・10〜12開催 サイクリスト募集!

■コース概要

- ①オホーツク街道フルコース  
雄武町↓興部町↓紋別市↓湧別町↓佐呂間町↓北見市常呂町↓網走市↓清水町↓斜里町
- ②オホーツク街道牧歌コース  
雄武町↓興部町↓紋別市
- ③オホーツク街道満喫コース  
雄武町↓興部町↓紋別市↓湧別町↓佐呂間町↓北見市常呂町
- ④オホーツク街道メルヘンコース  
網走市↓清水町↓斜里町

■参加資格

○高校生以上で自己の責任でサイクリングができる方。  
○小・中学生は、父母又は高校生以上の兄弟若しくは父母と同等の全責任を負える方の同伴を必要とします。

■参加定員・参加料

- ①フルコース(212km) 1,000名
  - 大人 17,000円
  - 中学生以下 10,000円
  - ②牧歌コース(53km) 300名 8,000円
  - ③満喫コース(133km) 300名 10,000円
  - ④メルヘンコース(41km) 300名 6,000円
- ※各コース期間中の食事代、傷害保険料を含む。

■申込期間

4月1日〜5月29日  
※期日厳守。ただし、定員になり次第締切。

■申込方法

インターネットの大会エントリーページ又はオホーツクサイクリング実行委員会作成の郵便振替用紙でお申込みください。また、団体など複数人で申し込む場合は、事務局にご相談ください。

なお、申込期間終了後にキャンセルがあった場合、参加料・臨時バス利用料・自転車輸送料は、理由を問わず返金に応じられませんのでご了承ください。

○エントリーページ  
<http://www.runnet.jp/>

【お問い合わせ】

オホーツクサイクリング実行委員会事務局  
〒093-0262  
北見市常呂町字常呂323番  
地 北見市常呂総合支所内  
Tel 0152・54・1361  
Fax 0152・54・1362  
Eメール okhotsk-cycling@kmd.biglobe.ne.jp  
ホームページ <http://gogookhotsk.jp>

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

■児童扶養手当

☆支給対象

- 次のいずれかに該当する満18歳未満(一定の障がい有する場合は満20歳未満)の子どもを育てている父子家庭又は母子家庭が対象です。(所得制限あり)
- ・父母が婚姻を解消した
- ・父又は母が死亡した
- ・父又は母が一定程度の障がいの状態にある
- ・父又は母の生死が明らかでない
- ・父又は母が1年以上拘禁されている

☆手当月額

- ・1人目(所得に応じて支給) 全額支給 42,000円
- 一部支給
- 9,910〜41,990円
- ・2人目 5,000円加算
- ・3人目以降
- 1人につき3,000円加算

■特別児童扶養手当

☆支給対象  
満20歳未満で、精神又は身体に障がいのある児童を育てている父母が対象です。ただし、児童が施設に入所している場合は対象外です。(所得制限あり)

☆手当月額

- 1級 51,100円
- 2級 34,030円

■支給方法(共通)

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として手当は、毎年4月・8月・12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

■その他(共通)

- ・毎年8月に「現況届」の提出が必要です。対象者には個別に通知します。
- ・平成27年度分から支給額が変更されました。記載支給額は、4月分以降(8月支給)の支給金額です。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係  
Tel 2・1212



ふれあいバスのお知らせ

ふれあいバス町外線遠軽線は、3月1日から遠軽共立病院を經由し、遠軽厚生病院へ向かっています。すでに自治会を通して配布されています、改正時刻表と遠軽共立病院での乗降方法・時刻を確認の上で利用いただきますよう、お願いします。
☆遠軽共立病院乗降の注意点
共立病院前では、道路の関係上、バスを停車できる時間が限られています。冬季は積雪、夏季には交通量によって、時刻表の時間より発車時刻が数分前後することがあります。ご利用の際は、時間に余裕を持って利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。
☆夏タイヤに変わります！
町内路線全線、5月から10月の間、下校便③の発車時刻が遅くなります。また、町外路線では4月から網走線の発車時刻が早くなりますのでご利用の際は時刻表をご確認ください。
※町外線を利用の際、4名以上の団体でご利用される場合は、事前にバスターミナル(Tel. 2・35553)までご連絡ください。
【お問い合わせ】
役場町民課/バス運行係
Tel. 2・1213

山での事故を防ぐために

春のヒグマ特別月間
4/15~5/10
■ヒグマに遭遇しないために
☆野山に入る前に
役場や土地管理者などに事前にヒグマの出没情報を確認し、出没情報のある場所への立入はやめましょう。
☆ヒグマに出会わない工夫を
出没が予想される野山では、集団で行動しましょう。見通しの悪い場所では笛を吹くなどし、特に、早朝や夕方、濃霧時は注意しましょう。
☆野山での飲食の際に
臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合があるので控えましょう。野山にごみを捨てたりせず残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。
☆住宅地や農地周辺の注意
人間の食物はヒグマにとってもごちそうです。郊外の墓のお供え物や放置された農作物、廃棄物を餌としてヒグマが居着いてしまった事例が報告されています。
■ヒグマに遭遇したら
☆まず落ち着く
あわてず、落ち着いて行動しましょう。特に、走って逃げると追いかけてくる場合があります。
☆次世代法改正のポイント
■法律の有効期限が10年間延長
平成37年3月31日までの間、一般事業主行動計画の策定、周知公表、届出について、従業員数101人以上の企業においてには義務、100人以下の企業においては努力義務となる。
☆新たな指針に沿った一般事業主行動計画の策定(指針の追加内容)
①非正規雇用の労働者が取組の対象であることを認識の上、取組を進めていくことが重要であること
②育児休業に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について労働者に周知すること
など
☆認定制度の変更
①現行の認定制度において、男性の育児休業に係る中小企業特例の拡大や女性の育児休業に係る基準を変更
②新たにプラチナくるみん認定制度を創設
③くるみん認定企業が受けられる税制優遇措置の3年間延長と内容の見直し
など

情報掲示板

4月1日から改正パートタイム労働法・改正次世代法が施行されます。事業主の皆さんはもちろんな労働者の方も改正点などを正しく理解し、労働条件の改善を図りましょう。
■パートタイム労働法の改正ポイント
☆パートタイム労働者の公正な待遇の確保
①正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
②「短時間労働者の待遇の原則」の新設
③職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象
☆パートタイム労働法の実効性を高めるための新設
①厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設
②報告の拒否・虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設
☆パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
①パートタイム労働者を雇い入れたときにおける雇用管理の改善措置内容の説明の義務化
②説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止
など

■総合職試験
☆院卒者・大卒者試験
○受付期間 4月1日~8日
■一般職試験
☆大卒者試験
○受付期間4月9日~20日
○一般職試験
☆高卒者・社会人試験
○受付期間
6月22日~7月1日
※原則、各試験の申込はインターネットで申込んでください。
【お問い合わせ】
人事院北海道事務局
Tel. 011・241・1248
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

国家公務員採用試験のご案内

エソシカ有害駆除を実施します
エソシカによる農産物などの被害を軽減するため、猟友会の協力を得て、佐呂間町一円で、エソシカ駆除を実施します。
◆期間 4月上旬~10月下旬
【お問い合わせ】
役場経済課林務係
Tel. 2・1200

万が一の安心QRコード

佐呂間町では、高齢者が外出などの際に緊急な事態が発生した場合、身元確認や家族への連絡を素早く行えるよう、「あんしんQRコード」の普及に取組んでいます。
QRコードは、キーホルダーやバッジ、カードとして携帯できます。氏名・住所・電話番号・通院先・緊急連絡先などの情報が入力でき、作成は無料です。万が一に備え、QRコードの作成をお勧めします。
また、いざというときのその場に居合わせた方が自身の携帯電話を使ってQRコードを読み取る必要にせまられる場合があります。
※情報を読み取った場合は必ずその情報を削除するようお願いいたします。



■申込方法
役場保健福祉課、若佐支所、浜佐呂間出張所に申込書を設置してありますので、必要事項を記入して提出してください。後日、作成した物品をお届けします。
【お問い合わせ】
役場保健福祉課
Tel. 2・1212

住民票(住所登録)に居室番号などが記載されます

平成27年度の秋から開始が予定されている「税 社会保障番号制度(マイナンバー制度)」の開始に伴い、全ての国民に対し「番号通知」が行われます。
国による全国民への「番号通知」を確実に届けるため、住所が特定できるよう、住民票(住所登録)で居室番号などを記載することの要請が総務省から全市町村に発せられました。
これにより、現在、佐呂間町の住民票(住所登録)では地番・枝番までの記載でしたが、平成27年4月から転入、転居などによる新たな住所が公営住宅や共同住宅、アパートなどの場合、居室番号や部屋番号を住所表示に記載することとなります。
なお、すでに居室番号などの肩書きがある住宅に住んでいる

【お問い合わせ】
役場町民課戸籍年金係
Tel. 2・1213

人のうごき 2月末



Table with population statistics for February: Total population 5,614 (▲17), Male 2,625 (▲5), Female 2,989 (▲12), Households 2,540 (▲3), Foreigners 125.

# あいあい通信

子育て支援センター『あいあい』  
Tel 2・1255



Child Rearing



絵本コーナー



ままごとコーナー

## 『赤ちゃん相談』が始まります！

『赤ちゃん相談』を年6回実施します。お子さんの身長・体重の計測や、保健師・栄養士・助産師（4・8・2月）・歯科衛生士（6・12月）が来所し、成長や運動発達、離乳食などの相談に応じます。計測される方は、母子手帳のご持参をおすすめします。

◎日程 4月9日（木）  
10時～11時30分

※支援センターは自由開放日です。計測・相談のない方も遊びに来てください。

## 『お話あいあい』

年9回『お話あいあい』（子育て講座）を実施します。離乳食や救急処置法、虫歯予防、言葉についてなど子育てに必要な情報を提供していきます。4月は、妊婦・0歳児保護者を対象に、町の管理栄養士による『離乳食について』のお話です。これから離乳食を始めるお母さん、離乳食で悩んでいるお母さん、相談もできますのでご参加ください。対象者には案内ハガキを送付します。

◎日程 4月22日（水）  
10時30分～11時30分

※参加される方は20日までに申込んでください。

☆子育てに関する事業は、健康カレンダーに記載していますのでご確認ください。

☆今月からサロマガゲンキマイレージがスタートします。子育て支援センターで実施する『お話あいあい』

い・『あいあいランド』・『赤ちゃん相談』・『子育て自由相談日』・『パパママたまご教室』が対象事業になります。各事業に参加される方は、ポイントカードをご持参ください。

## 5月の事業紹介

☆パパママたまご教室  
◎日程 5月13日  
妊婦・0歳児保護者を対象に『赤ちゃんの眠りについて』のお話です。対象者には案内ハガキを送付します。

☆子育て自由相談日  
◎日程 5月21日  
栄養士相談日です。お気軽にご利用ください。

※支援センターは自由開放日です。相談のない方も遊びに来てください。

☆お話あいあい  
◎日程 5月20日  
1・2歳児保護者を対象に『歯の大切さ』についてのお話です。対象者には案内ハガキを送付します。

# マイナンバー（社会保障・税番号制度）が始まります！

マイナンバーは、住民票をお持ちの方1人ひとりに12桁の個人番号を付し、社会保障・税・災害対策の分野において効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。また、法人には、1法人に1つの法人番号（13桁）が指定されます。

## マイナンバーに関するQ & A

Q：番号はいつ、どのように通知されますか？  
A：今年の10月以降に通知されます。通知は原則として市町村から住民票の住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

Q：マイナンバーはどのような場面で使いますか？  
A：来年1月以降、順次、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

- ①年金を受給するときに年金事務所に提示
- ②健康保険を受給するときに健康保険組合に提示
- ③毎年6月に児童手当の現況届を提出するときに市町村に提示
- ④確定申告をするときに税務署に提示
- ⑤税や社会保障の手続きで勤務先や金融機関に提示

※マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

Q：マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？  
A：法律などで定められた目的以外に他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱う方がマイナンバーを含む個人情報を他人に不当に提供すると処罰の対象になります。

Q：個人情報が一元管理され外部に漏れる恐れは？  
A：国ではマイナンバーを安全で安心してご利用いただくために、制度面とシステム面の両面から個人情報を保護する対策をしています。制度面では、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管を禁止しています。また、「特定個人情報保護委員会」という第三者機関で管理について監視・監督し、更に法律に違反した場合の罰則も重くなっています。

システム面では、個人情報を一元管理せず、これまでどおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署と分散して管理されます。行政機関の間の情報のやりとりの際もマイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信時は暗号化の上行われます。また、情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報がいつ、誰が、なぜ利用したのかを確認できる手段として、平成29年1月から「マイポータル（情報提供等記録開示システム）」が稼働予定です。

## 民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要！

民間事業者の法人番号は、今年10月に登記されている所在地へ13桁の法人番号が記載された通知書が送付されます。

- 制度開始に向けた準備  
制度開始に向けた準備として、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他適切な管理のために安全管理措置や制度に対応したシステムの改修などを講じなければなりません。
  - 従業員などからマイナンバーを収集  
税や社会保障関係の書類を作成する必要がある場合に限り、マイナンバーの提供を求めることができます。提供を求める際は、利用の目的を明示するとともに厳格な本人確認を行う必要があります。
  - 税の手続きでマイナンバーを取扱います  
税務関係の書類（申告書・申請書・届出書・調書など）に従業員のマイナンバー又は法人番号を記載して税務署や市町村へ提出します。
  - 社会保障の手続きでマイナンバーを取扱います  
社会保障関係の書類（雇用保険・健康保険・厚生年金保険に係る資格取得届・喪失届など）に従業員のマイナンバー又は法人番号を記載して年金事務所・健康保険組合・ハローワークへ提出します。
  - 法人番号導入のメリット  
法人番号は、名称・所在地とともにインターネット上で公表され、データのダウンロードが可能となります。
- ①法人番号での検索により、最新の法人情報が確認でき、取引先情報の登録、更新作業の効率化が図られます。
  - ②法人番号の利用により、取引情報の集約や名寄せ作業の効率化が図られます。
  - ③将来的なメリットとして、行政手続きでのワンストップ化実現や企業の情報を共有する基盤の整備により企業側の負担軽減、企業間取引における添付書類の削減など事務の効率化が期待されます。

【お問い合わせ】  
○全国共通ナビダイヤル Tel 0570・20・0718  
平日9時30分～17時30分 祝日・年末年始を除く  
○役場総務課行政係 Tel 2・1211  
平日8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く  
○公式ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>